



職場定着に積極的な事業所 を認定します!

ハローワークと協力して、
従業員の職場定着に積極的に取り組む事業所を
「職場定着協力事業所」
として埼玉労働局長が認定します。



認定のメリット



- ・ 従業員の職場定着に積極的な事業所としてPRできます！
職場定着に積極的な事業所として埼玉労働局ホームページに掲載するとともに、求職者へ周知を行いますので、人材の確保を図ることができます。
- ・ ハローワークの職員が職場定着の支援をします！
ハローワークの職員が事業所を訪問し、就職者への声掛けなど早期離職防止の支援を実施します。
- ・ 就職面接会・企業説明会に参加優先枠があります！
埼玉労働局・新卒応援ハローワーク等が主催する面接会・説明会に優先枠を設けています。



認定基準は裏面をご覧ください



認定基準は次のとおり

- (1) 職場定着支援のため安定所職員の訪問を受け入れ積極的に協力すること。
- (2) 次の労務管理基準を満たしていること。
 - ① 若者を自社の正社員として採用すること及び長期的に育成することに積極的に取り組むこと。
 - ② 次の就職関連情報を開示していること。
 - ・ 社内教育、キャリアアップ制度
 - ・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況
 - ・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況
 - ・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績
 - ・ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
 - ③ 労働関係法令違反を行っていないこと。
 - ④ 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと。
 - ⑤ 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと。
 - ⑥ 申請書提出日に助成金の不支給措置を受けていないこと。
- (3) 職場定着のための取組を実施している、または、実施する予定であること。
- (4) 新卒者、障害者の職場見学及び職場実習の積極的な受入れを行うこと。
- (5) 公共職業安定所が毎年開催する公正採用選考人権啓発推進員研修会へ参加すること。
- (6) 公共職業安定所が毎年開催する学卒求人説明会(新卒者の採用予定がない場合は除く)へ参加すること。
- (7) 事業所PRシートを提出し、当該シートの公表に同意していること
- (8) 原則として、埼玉県内に求人提出事業所または雇用保険適用事業所があり、就業場所が当該事業所である事業所からの申請であること。
- (9) 協力事業所と認定することが必要と安定所長が認めていること。

お問い合わせは、埼玉労働局職業安定課または埼玉県内のハローワークへ

申請
管轄ハローワーク
に申請書を提出

審査
埼玉労働局で審査

認定証交付
「職場定着協力事業所」

